



島根県報

平成20年3月28日 (金)
号外第30号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

補助金等交付規則の一部を改正する規則

(財政課)

公布された条例等のあらまし

補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第33号)

1 規則の概要

- (1) 公安委員会の所管の予算に係る補助金等の交付等の手続を追加することとした。(第4条関係)
- (2) 補助事業等により取得等をした財産で処分の制限を受けるものに、補助金等の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認めて定めるものを追加することとした。(第13条関係)
- (3) 規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第33号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員長」を「教育委員会」に、「教育委員会」を「教育委員会教育長、公安委員会の所管の予算に係るものにあつては警察本部長」に改める。

第13条第1項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認めて定めるもの

別表第43号中「公立学校共済組合島根支部運営費負担金」を「公立学校共済組合島根支部事務費負担金」に改め、同号を同表第47号とし、同表中第42号を第46号とし、第41号を削り、第40号を第45号とし、第37号から第39号までを5号ずつ繰り下げ、第36号を削り、第35号を第41号とし、第29号から第34号までを6号ずつ繰り下げ、第28号を削り、第27号を第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

34 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

別表中第26号を削り、第25号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

32 地域バイオマス利活用交付金

別表中第24号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

30 需給調整円滑化推進交付金

別表中第23号を第28号とし、第12号から第22号までを5号ずつ繰り下げ、第11号を削り、第10号を第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

- 13 国民健康保険基盤安定負担金
- 14 国民健康保険高額医療費共同事業負担金
- 15 後期高齢者保険基盤安定負担金
- 16 後期高齢者医療高額医療費負担金

別表中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 9 特定健康診査等負担金

別表第6号の次に次の1号を加える。

- 7 後期高齢者医療給付費負担金

別表に次の1号を加える。

- 48 警察共済組合島根県支部事務費負担金

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第11号、第26号、第28号、第36号及び第41号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第14号、第30号、第32号及び第34号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。